

# オーフスネット 環境基本法改正提案 ポイント

2023.8

注:条は改正後のもの

## 1 環境権を環境基本法に位置づける

1.1 清浄、健康で持続可能な環境で生活することが現在及び将来世代の生まれながらの権利と位置づける。

手続的環境権(情報アクセス、参加、司法アクセス:オーフス 3 原則)を環境基本法に位置づける。

(2条の2、2条の5)

1.2 環境保全は国により最大の尊重を必要とすると位置づけ (2条の3)

1.3 国、地方公共団体、事業者、国民、環境団体の、環境権を保護、尊重する責務を明記。 (6条-9条の2)

1.4 理念規定への追加

・持続可能な社会の構築に理念に、環境保全は協働で進めること、環境への負荷を生じさせた者によりその負荷の低減が行われることを追加する。 (4条)

・環境が損なわれることにより大きな影響を受ける女性、若者、子ども、高齢者、障害者、先住民等に配慮し、これらの者の意見を踏まえ環境保全に取り組むことを明記。

(5条の2)

## 2 環境情報へのアクセスを位置づける

2.1 原則

・環境に関わる情報は、原則として関係者に公開されなければならないこと  
・環境の保全に関わる施策の立案、実施の過程についての情報は公開されなければならないこと

を定める。 (2条の4)

2.2 国の施策

・国は、環境の状況や汚染に関する情報を収集、集約し、インターネットで提供しなければならないこと。

・またこうした情報は、最新の情報としてデータベースの蓄積し、公開されなければならないこと  
を定める。 (27条、28条)

### 2.3 事業者の取組

・事業者は、その事業活動、製品のサプライチェーン、サービス提供による環境負荷、及び環境影響評価についての情報を公開する責務があること  
・国は、事業者がこれら情報の公開を進めることができるよう、必要な措置を講じなければならないこと  
を定める。 (8条5項、23条の2)

## 3 環境に関わる政策意思決定への参加とその手続きを明記する

### 3.1 連携・協働

環境の保全に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民、環境団体、専門家等は連携、協働するよう努めること を明記する。 (9条の3)

### 3.2 環境団体の位置づけ

環境団体を、環境の保全のための活動を行うことを主たる目的とする団体として位置づけ、国及び地方公共団体はその活動を尊重し、必要な協力及び支援を行うことを明記する。 (9条の2)

### 3.3 政策立案に当たっての環境・持続性配慮と参加、持続可能性協議会

・国は、政策立案に当たって環境及び持続可能性に配慮し、環境保全及び持続可能性の観点から評価しなければならないこと。  
・その際、広く意見を聞くとともに関係者と協議を行うこと。  
・専門家や環境団体が参加する持続可能性協議会を設置し、政策の検討段階から協議を行うこと  
を定める。 (19条)

### 3.4 政策、計画、規則、事業等の決定への参加

・国は、環境及び持続可能性に影響を及ぼす政策、計画、規則、決定及び事業について、その検討段階から情報を提供した上で、意見を求め、それに配慮しなければならないこと  
・この手続きは、国民が意見を提出しやすいような方法で行われなければならないこと  
を定める。 (25条)

### 3.5 環境アセスメントの強化・持続可能性評価

- ・国は、環境影響評価について、社会経済的側面からも評価を行い、代替案の検討が可能な段階から関係者と協議を行うよう、必要な措置を講じること
  - ・事業が位置づけられる構想、計画等についても、同様の視点、手続きでアセスメントを行うよう措置を講ずること
- を定める。 (25条の2)

### 3.6 参加の手続きについて遵守すべき事項の明記

政策提案、意見表明手続(パブリックコメント)、公聴会、協議会について、国民、関係者、環境団体等は適切に意見に意見を提出し、考慮がなされる観点から、これら手続きを経る際に遵守すべきことを定める。 (26条—26条の4)

### 3.7 参加手続き強化のための個別の措置等

#### 3.7.1 環境基本計画案策定への国民意見反映

環境基本計画の案の策定に当たっては、インターネットの利用などにより国民の意見を反映させなければならないことを明記する。 (15条)

#### 3.7.2 中央環境審議会の委員

中央環境審議会の委員には、学識経験者及び環境団体の代表が含まれなければならないが、また委員の選考に関する基準を定めなければならないとする。 (42条)

#### 3.7.3 政府職員等への情報提供、研修

国は、政府職員に対し、政策の立案・実施、それに当たっての参画・共同に関して、情報提供及び研修を行わなければならないことを定める。 (31条の3)

#### 3.7.4 地方公共団体への情報提供等の支援

国は、地方公共団体に対し、情報へのアクセス、政策への参画の確保、維持向上を図るために必要な情報提供、指針の策定等の支援を行うことを定める。 (36条の2)

## 4 司法アクセス等の救済措置を位置づける

### 4.1 環境に係る訴訟

- ・国は、環境に係る訴訟に関し、別に法律の定めるところにより、環境団体が、環境保全上の支障となる行為の差止め、又は原状回復を請求すること、抗告訴訟を提起することができるよう必要な措置を講じることとする。 (31条の2)

### 4.2 環境紛争処理への拡張

公害紛争処理制度の対象を拡大し、環境紛争処理制度とする。 (31条)

## 5 予防的対策、環境損害への対処を環境基本法に位置づける

### 5.1 予防的対策

科学的証拠が不十分か決定的でなく又は不確実であるが、不可逆的な被害のおそれがあると予想される場合には、予想される悪影響に応じて暫定的かつ比例的な予防的対策を講じなければならぬと定める。 (4条の2)

### 5.2 環境損害

国は、環境自体に深刻な損害を与え又はそのおそれがある活動の規制、損害の拡大の防止のために必要な措置を講じることが定められる。 (31条の4)